

第九回はんだ山車まつり

公式認定
グッズ

募集



慶

はんだ山車まつり

第九回

公式認定グッズの販売は、令和5年10月28、29日に開催される「第九回はんだ山車まつり」を広く全国に発信し、開催を盛り上げることを目的としています。

そこで、5年に一度行われる半田市最大級のイベントを地域の活性化につなげるとともに、観光客のみならず「はんだ山車まつりに来て良かった」と言ってもらえるよう、また、市民のみならず誇れるまつりとなるよう、公式認定グッズを募集します。第九回はんだ山車まつり開催のテーマは、「慶(よろこび)」です。いまこそ、このコロナ禍を乗り越えた慶びを市民一人ひとりと分かち合うため、このテーマとなりました。是非、テーマを形にした魅力ある商品の応募をお待ちしています。

募集審査期間

2023.4/1(土) → 5/31(水)

7月末までに認定の可否を通知いたします

申込みフォームはこちら

募集要項、申込用紙ダウンロードも
こちらのQRコードから



応募の流れ

- 1 申込みフォームへ必要項目の記入(申込用紙もご用意有)
- 2 販売したい商品の写真またはイラストと合わせて送信
※申込用紙の場合は半田市役所観光課へご持参、または郵送かメールにて送付
- 3 はんだ山車まつり実行委員会にて審査
- 4 認定審査結果を観光課から通知
- 5 認定料のお支払い・誓約書のご提出
- 6 販売開始

問合せ先：第九回はんだ山車まつり実行委員会事務局(観光課内)

TEL: 0569-84-0689 受付時間/平日 8:30~17:15 FAX: 0569-25-3255 MAIL: dashimatsuri.kouningoods2023@gmail.com

公式認定グッズ申込要項



申込みフォーム

ダウンロード用申込書も
こちらのQRから

お申込み先

- 申込フォームで送信 ▶ 右記 QR コードから必要項目をご入力ください。
- 申込用紙を提出 ▶ 持参、または郵送・メールで送付 〈〒475-8666 愛知県半田市
東洋町 2-1(半田市役所観光課内)第九回はんだ山車まつり実行委員会〉
※申込用紙は半田市役所観光課、または右記 QR コードよりアクセスしダウンロードしてご利用ください。

※いずれかの方法でお申し込みください。

応募の決まり

- 応募に際しては、イラストや写真にて商品イメージが正確にわかるものを提出してください。(カラー白黒は問いません)
- 商品の説明、使用方法及び簡単な PR を必ず記載してください。
- 応募商品のサイズには規定はありませんが常識的なサイズでお願いします。
- 応募商品の資料は返却いたしませんのでご了承ください。
- 公式認定グッズを販売するためには、所定の誓約書への記載が必要となります。



誓約書の概要

- ・公式認定グッズは、事前販売期間、はんだ山車まつり期間、事後販売期間、に販売可能です。
- ※販売期間は認定結果と同時にお知らせします。(事前は 8 月開始・事後 12 月末終了予定)
- ・公式認定グッズには、第九回はんだ山車まつり実行委員会の指定する専用の「認定ロゴ」を掲載していただく必要があります。
- ※認定ロゴは、認定結果と同時にデータ (Illustrator または PNG) にて配布致しますので、各自任意の方法にて商品に掲載をしていただきます。
- ※実行委員会が著作権を所有するデザイン使用は、実行委員会に申し出てください。
- ・応募商品に関し、他事業者から問い合わせがあった場合、商品等の重複を避けるため、共有させていただく場合がございますので、ご了承ください。
- ・認定された商品については、山車まつりホームページ・SNS にて随時配信いたします。
- ・認定商品の掲載については応募順にはならないことをご了承ください。

認定要件

公式認定グッズは、下記要件を満たすことを前提として、審査委員会にて審査・認定します。

- ① 第九回はんだ山車まつりをイメージした商品で、まつりの盛上げに資するもの
- ② 半田市の地域資源が活かされているなど、半田市の土産品としてふさわしいもの
- ③ 半田市のイメージを損なう恐れのないもの
- ④ 商品と価格のバランスがとれているもの
- ⑤ 特定の政治、思想、または、宗教活動の用に供されるおそれがないもの
- ⑥ 法令や公序良俗に反するおそれがないもの
- ⑦ 商品(パッケージ・タグ・商品)のどこかに認定ロゴを掲載できるものであること

認定料など

公式認定グッズの運営費用として、以下①+②の合計金額をご負担願います。

商品数	① 認定料	
	販売資格不要商品	販売資格必要商品※
1 商品	30,000 円	50,000 円
2 商品	60,000 円	100,000 円
3 商品	90,000 円	150,000 円
4 商品	120,000 円	
5~10 商品	150,000 円	
11~20 商品	250,000 円	

※販売に資格が必要な商品(酒類)は申請後に判断される場合があります。

② 販売手数料 (商品価格の 15% の金額) × (販売数※)

※販売手数料が発生するのは、事前販売により実行委員会所管で売り上げた商品、及び、当日販売により実行委員会所管で売り上げた商品となります。認定者の事業所(店頭)で販売した商品には販売手数料は発生しません。

公式認定グッズの販売について

- 第九回はんだ山車まつり開催前も、山車まつり PR のために積極的に公式認定グッズとして販売サイトを案内してください。
- 商品にはパッケージ等に価格を表記してください。
- 不良品等で購入者・使用者より問われる場合、各事業者においてその責任にあたっていただくため、公式認定グッズには事業者名、連絡先を明記してください。

「第九回はんだ山車まつり」当日の公式認定グッズ販売所について

公式認定グッズ販売所は、知多半田駅周辺、市役所会場の計 2 カ所を予定しています。販売所では公正を期するため実行委員会が委託した販売員により金銭授受(レジ管理)を行います。販売所の商品は委託販売としますが、販売代行に係る手数料は認定料に含まれていないものとし、売上金から手数料として 15% を差し引いた金額をまつり終了後にお渡しいたします。販売所の商品説明のため事業者が係員を派遣頂くことは可能ですが、スペースの都合上人数を制限させていただく場合があります。販売所では実行委員会派遣の販売員が商品の盗難等に万全の注意を払いますが、不足の事態が起こった場合でも実行委員会では責任を負いません。販売所への商品搬入などについては、後日指定させていただきます。

罰則

販売許可後、指定された期日までに認定料金の支払いをして頂けなかった場合、公式パンフレット掲載及び、それに付随するものに掛かった費用を実費請求させていただきます。公式認定後の販売について不正が発覚した場合(下記の例)、罰則として公式認定グッズの販売許可を取り消させていただきます。また、公式認定グッズ販売の取り消しとなっても認定料は一切お返しいたしません。
(例) 申請価格と異なる価格で商品を販売した場合、又は販売しようとした場合。その他、実行委員会にて不正と判断された場合も販売許可の取り消しを行います。

認定を受けた者の責務

- ① 粗悪品、欠陥品、品質低下、製品事故等が起こらないよう万全の配慮を行ってください。
 - ② 公式認定グッズにおいて事故等の問題が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告してください。
 - ③ 全国観光土産品公取協議会の公正競争規約に定める、必要表示や過大包装の禁止等の事項を厳守して販売を行ってください。
- 全国観光土産品公取協議会 H P <http://www.miyagehin.com/kyogikai/index.html>